

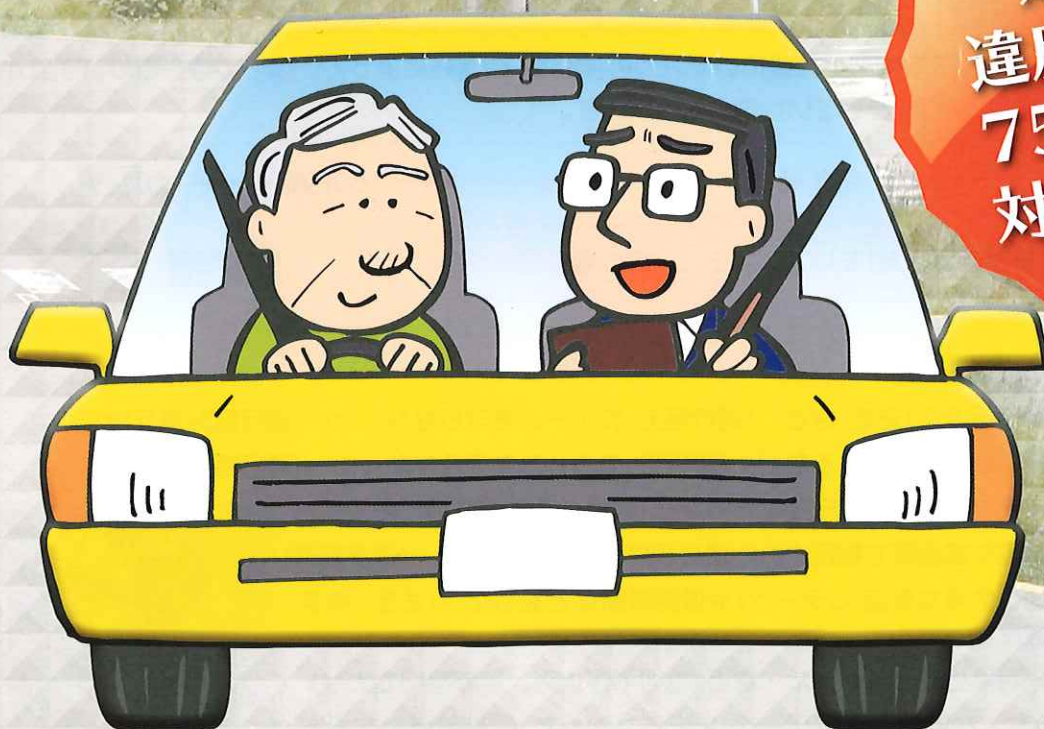
令和4年(2022年)5月13日施行 道路交通法一部改正

高齢ドライバーの免許証更新に

実車試験が新設!

運転技能検査

一定の
違反歴がある
75歳以上が
対象です!



合格しないと更新できません!

不合格になっても繰り返し
受検することができます!

「認知機能検査」や
「高齢者講習」の
ルールも変わります!

「運転技能検査」の詳細は中面でチェック



一般社団法人泉交通安全協会

〒245-0016 横浜市泉区和泉町5867-26
TEL045-801-3700

どんなドライバーが検査の対象？

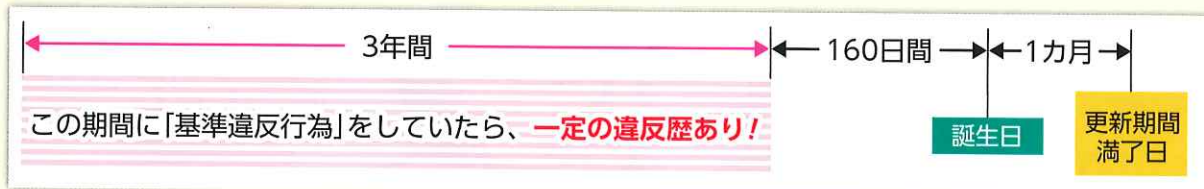
■運転技能検査(実車試験)の対象は以下の条件すべてに当てはまるドライバーで、免許証の更新をするためには、更新期間満了日の前6カ月以内に検査を受けなければなりません。

対象者の条件

- 普通自動車を運転することができる免許(普通自動車対応免許)を受けている…
- 更新期間満了日における年齢が75歳以上…
- 更新期間満了日が2022年(令和4年)11月13日以降…
- 所定の期間中に所定の違反行為をしたこと(一定の違反歴)がある…



「一定の違反歴」とは、更新期間満了日の直前の誕生日の160日前の日よりも前3年間に、普通自動車等(大型・中型・準中型・普通のいずれかの自動車)の運転によって、以下の①～⑯のいずれかの違反行為(基準違反行為)をしていた場合をいいます。



- ①「信号無視」の違反をした…
- ②車道の右側を通行する(逆走)など、「通行区分」のルールを守らなかった…(通行区分違反)
- ③追越車線を長時間通行し続けるなど、「通行帯」のルールを守らなかった…(通行帯違反)
- ④「バス優先レーン」のルールを守らなかった…(路線バス等優先通行帯違反)
- ⑤法定の最高速度や標識等で指定された最高速度を守らなかった…(速度超過)
- ⑥禁止されている危険な転回(Uターン)や道路横断などをした…(法定・指定横断等禁止違反)
- ⑦踏切直前で一時停止をしなかった…など(踏切不停止等、遮断踏切立入り)
- ⑧「交差点での右・左折の方法」のルールを守らなかった…(交差点右左折方法違反)
- ⑨「環状交差点での左折等の方法」のルールを守らなかった…(環状交差点左折等方法違反)
- ⑩交差点で、優先道路等の車両の進行を妨害したり、「安全進行」のルールを守らなかったりした…(交差点優先車妨害、優先道路通行車妨害等、交差点安全進行義務違反)
- ⑪交差点右折時に直進車や左折車の進行を妨害した…(交差点優先車妨害)
- ⑫環状交差点で、徐行せずに交差点に進入したり、交差点内の車両の進行を妨害したり、「安全進行」のルールを守らなかったりした…(環状交差点通行車妨害等、環状交差点安全進行義務違反)
- ⑬「横断歩道等での歩行者・自転車優先」のルールを守らなかった…(横断歩行者等妨害等)
- ⑭「横断歩道がない交差点での歩行者優先」のルールを守らなかった…(横断歩行者等妨害等)
- ⑮前方不注意や安全不確認などの「安全運転義務違反」をした…
- ⑯走行中に携帯電話を使用するなど、「携帯電話使用等」の違反をした…



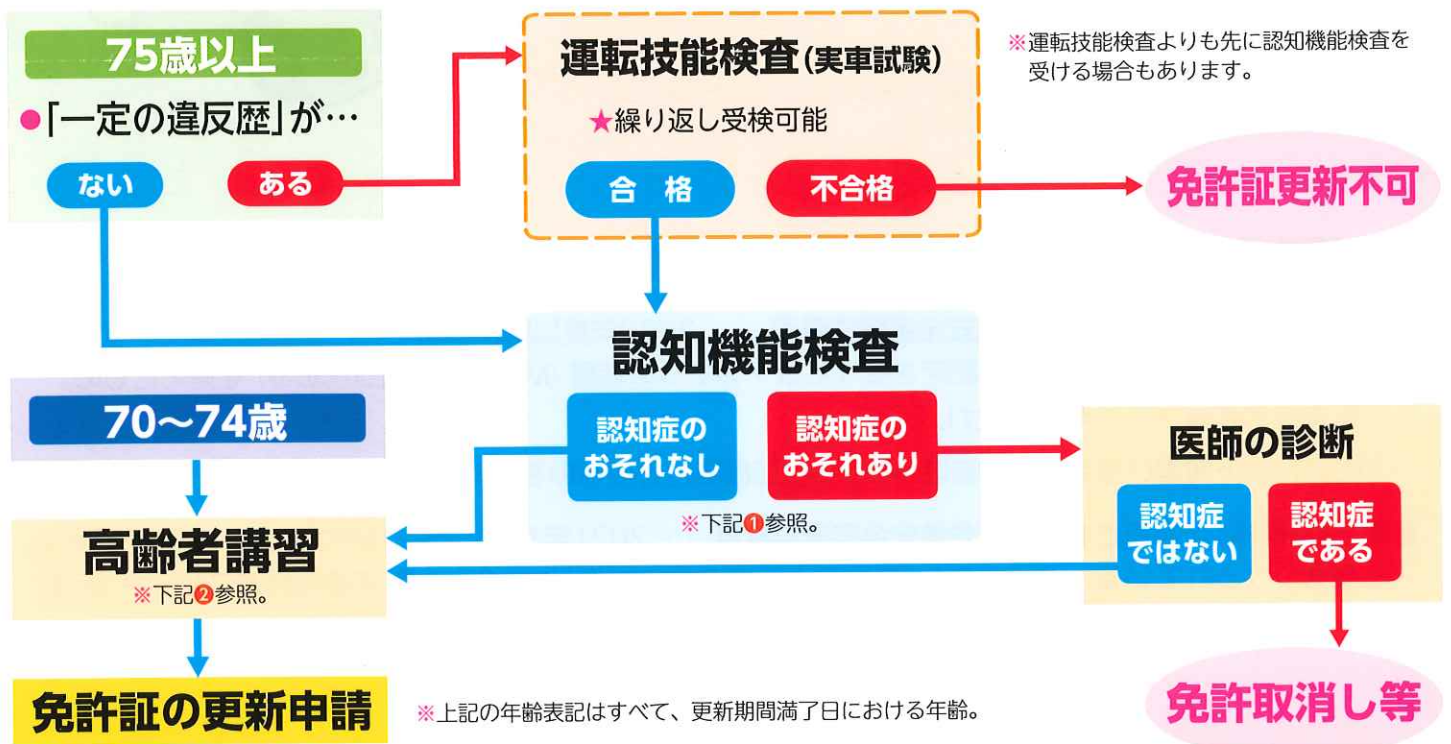
「運転技能検査」の対象者は、検査に合格しないと免許証を更新することはできませんが、不合格になっても、検査は繰り返し受けることが可能です。

検査は、どんな内容で行われる？

- 「運転技能検査」は、**自動車教習所や運転免許試験場のコースなどで普通自動車を使用**して行われ、発進・停止や指示された速度での走行、右折・左折を含む交差点の通行などの課題を通して、ドライバーの運転操作能力や交通ルールに従って運転する能力などがチェックされます。
- 試験車に同乗する担当者によって減点方式で採点され、100点満点の70点以上(第二種免許の場合は80点以上)で合格となります。
- 「運転技能検査」の**手数料(標準額)は、3,550円**です。



「運転技能検査」導入後の高齢ドライバー(70歳以上)の免許証更新の流れ



「高齢者の免許証更新」にかかわるその他の主な改正

- ①「認知機能検査」の判定分類の見直し…更新期間満了日における年齢が75歳以上のドライバーが免許証の更新をするためには更新期間満了日の前6カ月以内に「認知機能検査」を受けなければなりません。改正後、検査の結果は、認知症の「おそれあり」と「おそれなし」の2分類で判定されます。(上記図参照)
 - ※改正前は、「認知症のおそれあり」「認知機能低下のおそれあり」「認知機能低下のおそれなし」の3分類で判定。
 - ※「認知機能検査」の手数料標準額は1,050円(改正前は750円)
- ②「高年齢講習」の講習区分の見直し…更新期間満了日における年齢が70歳以上のドライバーが免許証の更新をするためには、更新期間満了日の前6カ月以内に「高年齢講習」を受けなければなりません。改正後の講習は、以下の2区分で実施されます。
 - 普通自動車対応免許を受けていて運転技能検査の対象者ではない人…2時間(実車指導あり、手数料標準額6,450円)
 - 運転技能検査の対象者または普通自動車対応免許以外の免許のみを受けている人…1時間(実車指導なし、手数料標準額2,900円)
 - ※改正前は、年齢層(70～74歳、75歳以上)や認知機能検査の結果の違いなどによる6区分で実施。

「サポートカー限定免許」が新設！

令和4年(2022年)5月13日施行 道路交通法一部改正

■サポートカー(安全運転サポート車)とは、**事故防止や事故による被害軽減に有効な一定以上の先進安全性能**を備えた普通自動車のことで、運転することができる普通自動車をサポートカーに限定する条件が付与された免許が「サポートカー限定免許」です。

■この免許は、加齢による心身機能の低下などにより**運転技能に不安がある高齢ドライバーを想定**したもので、普通免許を受けているドライバーであれば年齢にかかわらず、都道府県公安委員会に申請して普通免許に「サポートカー限定」の免許条件を付与することができます。

※「サポートカー限定免許」で対象車種以外の普通自動車を運転すると、「免許条件違反」として、違反点(2点)や反則金(7,000円)の対象になります。

安全性能が高い車で事故防止！



限定免許で運転できる自動車は、次の①または②に該当するものです

①所定の「性能認定」を受けた**先進安全装置搭載車**…… 2020年度以降に製造された普通自動車で、国土交通省告示で定められた国の性能認定を受けた以下の2つの装置(MT車については①のみ)を備えたもの。

- ①衝突被害軽減ブレーキ(自動ブレーキ)
- ②ペダル踏み間違い急進抑制装置(障害物検知機能付きのものを含む)

②新「保安基準」が適用されている**先進安全装置搭載車**…… 2021年11月以降に販売されている国産新型車に義務づけられている、改正された「道路運送車両の保安基準」に適合した衝突被害軽減ブレーキ(自動ブレーキ)を備えた普通自動車。

「免許返納」や「運転経歴証明書」をご存知ですか？

●道路交通法では、従来から、運転技能に不安がある人などを想定した「免許返納制度」が設けられており、免許を受けている人は、都道府県公安委員会への申請により免許を取消すこと(免許返納)ができます。

●免許返納をした人は、申請により、右の「**運転経歴証明書**」の交付を受けることができます。

●「運転経歴証明書」には、申請による取消しを受けた免許の種類や交付日、申請者の住所・氏名・生年月日などが表示されており、2012年4月1日以降に交付されたものについては、**公的な本人確認書類として生涯使うことができます。**

●運転技能に不安がある人は、「**免許返納**」も検討してみましょう。

※免許返納をしても、その際、申し出により、取り消す免許の下位の免許を受けることができます。(たとえば、普通免許を取消して原付免許を受けるなど)

※免許証の更新を受けずに免許が失効した人も「運転経歴証明書」の交付申請が可能です。

※「運転経歴証明書」の交付申請は、免許返納や免許失効の後5年以内に限られます。

